

◎ 申込資格

(1) 共通の資格

次の①から⑦の全てに該当することが条件です。ただし、次ページ「(2)特定の資格」の表による単身世帯(身体障害者、高齢者を含む)での申し込みは、この共通の資格のうち④の条件は含みません。

- ① 申込者は成人であること。(婚姻している未成年者を含む)
- ② 申込家族に持ち家のないこと。
(ただし、現在、持ち家を売却中の方はご相談ください。)
- ③ 市内に住民登録があり継続して居住している方、又は市内に勤務先を有する者。
- ④ 夫婦(婚約者及び内縁関係を含む)または親子を主体とした家族であること。

(注1) 兄弟だけの申込み(両親死亡の場合を除く)、両親のうち1人だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。

(注2) 婚約者と申込みをする場合には、申込時に婚約証明、入居許可日までに婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。
- ⑤ 現在、住宅に困窮しており、申込書の住宅困窮事由のいずれかに該当すること。
- ⑥ 世帯の月収額が「入居収入基準」に定められた基準内であること。
- ⑦ 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

(2) 特定の資格

	一般世帯	(1)共通の資格」に該当する方
一般世帯 単身世帯 向寄せ帯 住宅		<p>(1)共通の資格」の他に、戸籍上配偶者がなく次の①～⑧に該当する方。ただし、日常生活において常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難である方は入居できません。</p> <p>① 60歳以上の方、又は平成18年4月1日以前に50歳に達した方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)</p> <p>② 障害者… ア 身体障害 身体障害者手帳の交付を受け、1～4級の障害のある方 イ 精神障害 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～3級の方 ウ 知的障害 イの精神障害の程度に相当する程度の方</p> <p>③ 戦傷病者…戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方</p> <p>④ 原子爆弾被爆者…原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方</p> <p>⑤ ハンセン病療養所入所者等…ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方</p> <p>⑥ 生活保護等受給者…生活保護の受給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を現に受けている方</p> <p>⑦ 海外引揚者…海外から引揚げて5年未満の方</p> <p>⑧ DV被害者…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する DV被害者で一時保護などが終了した被害者の方</p>
特定 目 的 住 宅	(身体障害者・高齢者)	<p>(1)共通の資格」の他に、下記の条件を具備するものであること。</p> <p>① 身体障害者単身世帯…この表の「単身世帯」欄②ーア、③、④のいずれかに該当する単身者</p> <p>② 身体障害者二世帯…申込人もしくはその家族が、この表の「単身世帯」欄②ーア、③、④のいずれかに該当する二世帯</p> <p>③ 身体障害者同居世帯…申込人もしくはその家族が、この表の「単身世帯」欄②ーア、③、④のいずれかに該当する3人以上の世帯</p> <p>④ 高齢者単身世帯…60歳以上(※)の単身者</p> <p>⑤ 高齢者二世帯…申込者が60歳以上(※)で、50歳以上の親族とで構成する二世帯</p> <p>⑥ 高齢者同居世帯…60歳以上(※)の親族を含む、3人以上の世帯</p> <p>※平成18年4月1日以前に50歳に達した方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)を含む。</p>

◎ 入居収入基準

(1) 収入の基準

原則階層 158,000円以下（下記(2)の表の1から7に該当する世帯以外の方）
 裁量階層 214,000円以下（高齢者世帯、障害者世帯などの方）

(2) 裁量階層について

次の表に該当する世帯は、月収額が158,000円を超えていても、214,000円以下であれば申し込むことができます。

No.	裁量階層対象世帯	
1	高齢者世帯	<p>入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族全員が60歳以上又は18歳未満の者で構成する世帯 （ただし、経過措置として、申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた方で、同居しようとする方のいずれも昭和31年4月1日以前に生まれた方又は18歳未満の者で構成する世帯は該当）</p>
2	障害者世帯	<p>申込人もしくはその家族の方が、下記に該当する心身障害者である世帯</p> <p>ア 身体障害者 ・身体障害者手帳の交付を受けている <u>1級から4級</u>の障害のある方</p> <p>イ 精神障害者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が <u>1、2級</u>の方 ・精神に障害のある方で、<u>1、2級</u>の国民年金又は厚生年金の障害年金の証書を交付されている方又は厚生労働大臣、都道府県知事から <u>1、2級と同程度</u>の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている方</p> <p>ウ 知的障害者 ・児童相談所又は知的障害者更正相談所において、知能指数が <u>50以下</u>と判定された方又はこれと同程度の方 ・療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が <u>A1、A2、B1</u>の方</p>
3	戦傷病者世帯	<p>入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合</p>
4	原爆被爆者世帯	<p>入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合</p>
5	ハンセン病療養所入所者等世帯	<p>入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合</p>
6	海外引揚者世帯	<p>入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年未満の場合</p>
7	子育て世帯	<p>同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯</p>